

【令和3年3月22日変更】

いの町森林整備計画

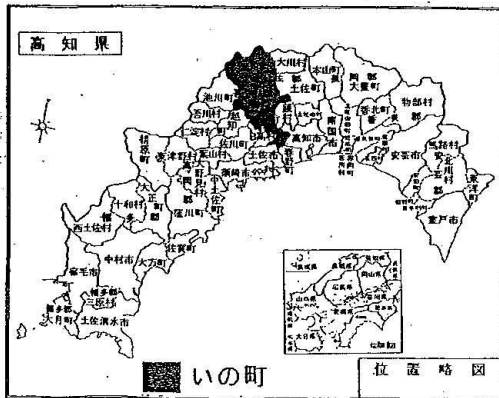
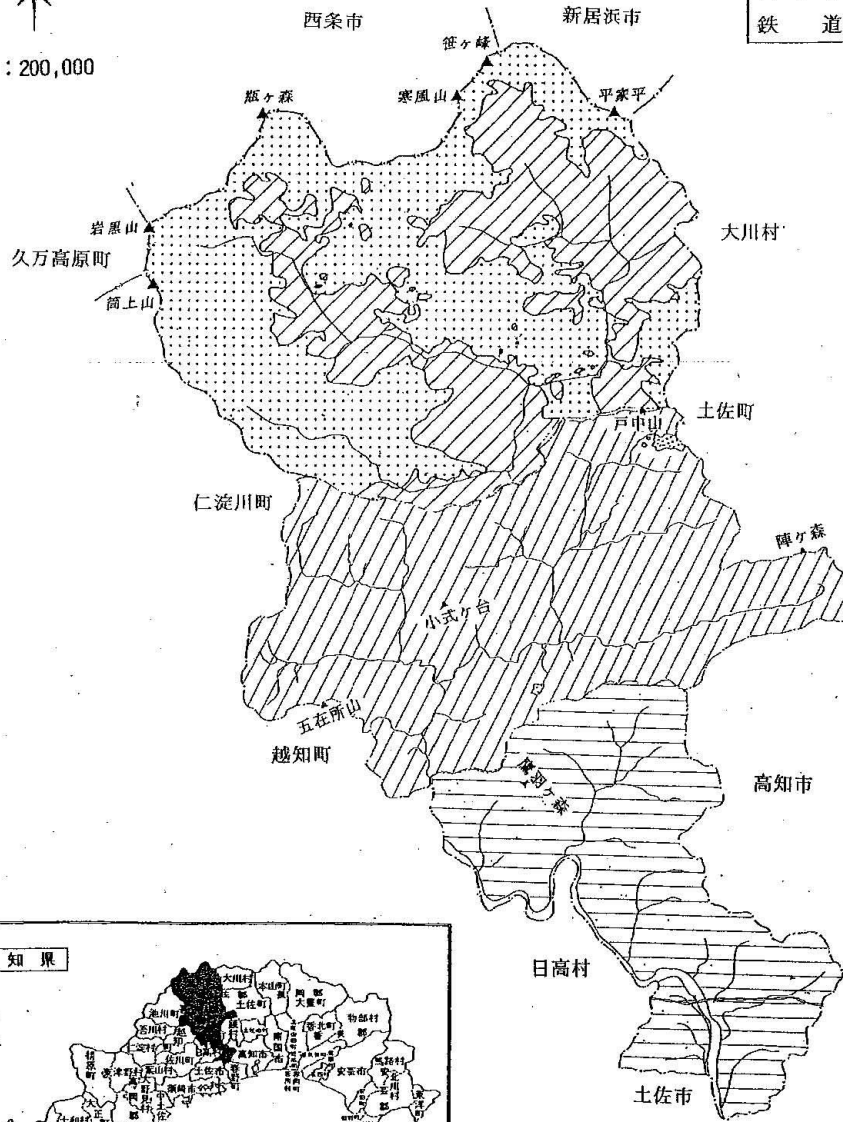
計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日

高 知 県
い の 町

市町村位置図

凡 例	
山 岳	▲
河 川	—
都道府県界	◇—◇
市町村界	—
民有林	▨
国有林	▩
鉄 道	—+—+—+—

1 : 200,000



目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1

II 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	2

第2 造林に関する事項

1	人工造林に関する事項	2
2	天然更新に関する事項	3
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	3
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	3
5	その他必要な事項	3

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	4
2	保育の種類別の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	4

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	4
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	6
3	その他必要な事項	10

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	11
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	11
5	その他必要な事項	11

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4	その他必要な事項	12

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 2
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 2
3	作業路網の整備に関する事項	1 2
4	その他必要な事項	1 8
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 9
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	1 9
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	1 9
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	1 9
2	その他の事項	1 9
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	1 9
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	2 0
3	林野火災の予防の方法	2 0
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 0
5	その他必要な事項	2 0
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	2 0
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 0
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 0
4	その他必要な事項	2 0
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 0
2	生活環境の整備に関する事項	2 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 1
6	経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 1
7	その他必要な事項	2 1

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、嶺北仁淀森林計画区に属し、高知県のほぼ中央部に位置している。本町は、平成 16 年 10 月に伊野町、吾北村及び本川村が合併し誕生した。その結果、南は土佐市・高知市と、北は愛媛県にそれぞれ接しており、南北に長い形状を有するとともに、その区域面積は 47,097ha と高知県内の 34 市町村中 4 番目、また、嶺北仁淀森林計画区に属している 10 市町村中最大の面積を有している。区域面積のうち森林面積は、民有林面積が 30,440ha、国有林面積が 11,894ha、合計 42,334ha を占め、森林率は 90%となっている。なお、嶺北仁淀森林計画区における森林面積の 26% を占めている。森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の発揮を通じ、地域住民の生活に様々な恩恵をもたらしている。急峻な地形から低地までを有する本町においては、古くから山地災害や水害に見舞われてきたことから、1,800m を超える高標高地から平野部の里山地域まで分布している多様な森林について、適切な森林整備により森林の有する多面的機能を高度に発揮させることは町民生活の安全・安心に資するものである。

本町では、戦後営々と続けられてきた造林の推進により、民有林の人工林面積は 20,109ha（人工林率 66%）、蓄積は 11,807 千 m³ と量的には充実している。このうち 51 年生以上の人工林は人工林面積の 67% を占め、10 年後には 51 年生以上の人工林が 88% にまで増加すると見込まれている。これらの人工林については、引き続き間伐、保育等の森林整備の推進とともに、主伐、植林のサイクルによって均衡のとれた齢級構成に誘導することが必要である。そのため、地域住民の要請等を踏まえた地域に適した多様な施業の実施を担保しつつ、施業の集約化による効率化を図るためのツールである森林経営計画の作成を推進する等により、林業生産活動の活性化を図らなければならない。また、平成 31 年度から森林経営管理法が施行されることになるが、本町では地籍調査未了地区の存在や町行政における林務を担う人材不足が新たな森林経営管理制度を機能させていく上でのボトルネックとなるものである。しかしながら、一つ一つ課題をクリアしつつ出来る範囲で対応しながら本町の林業振興に繋げて行かなければならない。さらに同年度から森林環境譲与税が譲与される予定であり、森林の土地の境界確認や森林所有者への意向調査をはじめとし、放置竹林対策を柱とした里山整備、林業担い手の確保と育成に向けた支援、森林環境教育の充実等に活用していくこととしている。一方これらの新たな取組に加え、将来の本町における林業振興に向けたシードとなる産学官連携のさらなる深化、町有林等を活用した「森林環境教育」の積極的な実施等といった既存の取組についても充実を図りながら林業事業者及びやる気のある自伐林家への支援を継続して実施していく。

2 森林整備の基本方針

令和 2 年 3 月 1 9 日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和 2 年 3 月 1 9 日公表の森林整備計画のとおり。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(1) 人工造林の対象樹種

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して下表のとおりとする。

また、苗木の選定に当たっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長に係る特性の特に優れた特定母樹から採取し生産された苗木等の採用に努めるものとする。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入についても努めるものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈り地拵え又は筋刈り地拵えを標準とするが、風衝地又は乾燥地にあつては、造林木の成長に支障にならない程度に広葉樹等を伐り残すこととする。また、雨量が多く急峻な地形を有する区域等にあつては、尾根筋及び谷筋に植生を残し保護樹帯とするなど林地の保全に配慮することとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧に行うこととする。
植栽の時期	乾燥を避け、2月中旬から4月末まで（コンテナ苗を除く。）に行うことを標準とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 天然更新に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(1) 造林の対象樹種

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2の(2)のアで定める天然更新の対象樹種の期待成立本数と同じ本数とする。なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、1,800本/ha以上となる本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 保育の種類別の標準的な方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

イ 施業の方法

伐期の延長を推進すべき森林の施業の方法は、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限は、標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、その森林の区域については、別表2により定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	45年	55年	45年	50年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

また、適切な伐区形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。この場合、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとする。

それぞれの森林の区域については別表2により定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全 域	70年	90年	70年	80年	20年	30年

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 施業の方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

【別表1】

伊野地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	7,510
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	4,710
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,446

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,466
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,385
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,249
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,614
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,052

【別表 2】

伊野地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~110-1	7,510
長伐期施業を推進すべき森林		1-1~4-1、4-3、5-1、5-2、6-3~7-1、 8-1~9-2、9-4、10-1、12-1、13-2、13-3、 13-5、14-3、17-1、17-2、18-1~19-2、 19-4~21-7、22-1~28-4、29-2~30-4、 31-2~32-3、33-2~35-3、35-5~36-3、 37-6~38-4、39-2~40-2、42-2、42-7、 43-2~43-4、43-6、44-2、44-4~46-1、 47-1、48-1~48-3、50-1、51-1~51-5、 52-1~53-3、55-3、56-1、57-6~57-9、 60-3~61-1、61-3、61-5、63-4、65-2、 65-4、65-5、66-2、66-3、67-2~67-5、 68-4、68-5、68-7~68-10、69-8、69-9、 71-1、71-2、71-5、72-2、72-3、73-4、 73-6、73-9、73-10、73-13、74-2、74-5、 74-7、74-10、75-1、75-3~75-5、76-4、 77-2、77-3、78-2、78-3、78-5、78-6、 78-8、80-6、80-9、81-1、81-4、81-5、 81-7、82-1、82-2、82-4~82-7、82-9、 82-10、82-12~83-2、83-4~83-7、83-9、 83-11、83-12、84-3~84-6、87-1、87-2、 88-3、89-1、89-3、90-1、91-1~110-1	4,710
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

吾北地区

施業の方法		森林の区域 (林班-小班)	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~34-6、34- <u>7</u> 、34-9、35-1、 36-5~124-2、124-4~203-3	14,466
長伐期施業を推進すべき森林		1-3、1-5、8-3、11-4、11-5、12-1、 15-4、15-6、16-4、19-2、20-2、21-1、 21-2、22-3、23-3、24-5、28-1、28-2、 28-4、30-4、30-5、32-1、34-3、34-6、 34-7、34-9、38-5~39-6、41-1、42-2、 43-3、44-5、45-1、45-3、46-2、49-4、 50-5、52-5、52-7、53-5、53-6、55-3、 58-2、58-3、59-4、64-3、68-1、68-3、 69-1、70-2、71-2、71-3、72-4、73-1、 74-2、78-1、78-3、79-2、79-3、80-1、 81-1、81-4、82-1、89-1、89-2、89-4、 90-1、91-3、93-2、95-1、95-2、95-4、 97-4~98-2、99-1~101-2、 102-2~106-1、108-1、109-2、109-3、 110-2、110-3、111-2~112-1、113-1、 117-1、118-3、119-2、121-4、124-2、 125-3、134-6、136-2、136-3、137-2、 137-4、139-3、141-3、141-5、142-1、 143-2~144-1、145-3、145-5、146-1、 147-2、148-3、154-2、156-3、157-3、 160-2、161-1、167-5、168-1、 169-2~170-1、172-4~173-3、174-4、 176-3、177-3、181-3、184- <u>1</u> 、 187-2~188-1、190-3、191-2、194-5、 195-2、196-4、197-2、197-3、198-1、 198-3~198-6、199-3、200-2、200-3、 201-2~201-5、202-1~202-4	3,385
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

本川地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~13-3、13- <u>4</u> 、13- <u>5</u> 、14-1~73-4、84-1、84- <u>2</u> 、86- <u>1</u> 、88- <u>3</u> 、89- <u>1</u> 、90- <u>1</u> 、92- <u>1</u> 、93- <u>2</u> 、94- <u>1</u> 、94- <u>2</u> 、97-1~111-2、112-2~114-5	6,249
長伐期施業を推進すべき森林		7-2、7-3、11-1、11-5、12-4、15-1、16-1、21-1、24-1、25- <u>1</u> 、26- <u>1</u> 、27-1、36-1、37-1~42-1、43-3、46-3、47-3、48-2、49- <u>3</u> 、50-1、50-2、51-2、52-2、56-2、58-1、59-1、59-2、60-4~62-1、64-1、66-4、67-3、67-4、84- <u>2</u> 、88- <u>3</u> 、89- <u>1</u> 、90- <u>1</u> 、94- <u>2</u> 、110-1、110-2、112-4、114- <u>1</u> 、114-3	1,614
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

注) 数值は、小班区域の一部を意味する。

3 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業等を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

適切な森林整備を推進するため、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加を働きかけるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち前 半5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	6,000	1,429	○	①	吾北 地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	○	②	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	○	③	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	○	④	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	○	⑤	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	○	⑥	吾北 地区

開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 宮野瀬	約束田	4,000	214	○	⑦	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 イノサコ	内野	300	63	○	⑧	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 横荒	岩川花ノ木	1,000	263	○	⑨	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 橋ノ本	上八川南第1	140	350	—	⑩	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	600	206	○	⑪	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1,100	144	○	⑫	吾北 地区
開設	自動車道		上八川下分 山口	山口	1,500	163	○	⑬	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 丸石	柳野高樽	500	254	○	⑭	吾北 地区
開設	自動車道		下八川 東屋敷	横野	500	105	○	⑮	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 小倉川向	新別丸大野	1,500	109	○	⑱	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 東谷	南越須別当	4,000	200	○	⑳	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	上八川下分 葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	吾北 地区
開設	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	39,000	1,159	○	㉒	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	戸中 土居屋敷	戸中程野	3,200	115	○	㉓	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森藤木谷	1,000	57	—	㉔	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	葛原 葛原山	葛原山	3,000	104	○	㉕	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森戸中	7,000	296	○	㉖	本川 地区
開設	自動車道		中野川 キリノサコ	キリノサコ	4,000	254	—	㉗	本川 地区
開設 計					27 路線 88,150 m				

拡張	自動車道 (舗装)		中追 平川	中追西	1 箇所 1,500	85	○	㊸	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊹	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○	㊺	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	○	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川下分 石船	大久保	2 箇所 1 箇所	162	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 大本	中峰	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	○	㊿	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	○	㊸	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—	㊹	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所 220	160	○	㊺	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所 1,900	155	○	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所 1,494 1 箇所	50	○	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所 3,600 1 箇所 1 箇所	158	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所 1,418	40	○	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所 1,214	62	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所 3,000	1,429	○	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所 1,700 2 箇所 2 箇所	206	○	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所 1,782 5 箇所 1 箇所 1 箇所	36	○	㊽	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装)		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所 3,000	162	—	⑤1	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所 1 箇所 4 箇所	1,272	○	⑤2	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (幅員改良)		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000 3 箇所 1 箇所	1,897	○	⑤3	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		上八川上分 川井	木折山	2 箇所	195	○	⑤4	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	○	⑤5	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 カショウ	程野1号	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所 1 箇所	81	—	⑤6	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		上八川下分 本荒	成川	1 箇所 1 箇所 3 箇所	712	—	⑤7	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		清水上分 瀧ノ上エ	程野敷楨	1 箇所 3,965 1 箇所	173	○	⑤7-2	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400 1 箇所 1 箇所	377	—	⑤8	本川 地区

拡張	自動車道 (舗装)		足谷 中川	足谷	1 箇所 2,100	283	○	⑤9	本川 地区
	(法面保全)				2 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				2 箇所				
拡張	自動車道 (舗装)		越裏門 イル谷	越裏門大森	1 箇所 2,000	1,159	○	⑥0	本川 地区
	(法面保全)				3 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				2 箇所				
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		中野川 エトコ	中野川長又	1 箇所 340 1 箇所	288	○	⑥1	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500	1,829	○	⑥2	本川 地区
	(法面保全)				5 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				4 箇所				
拡張	自動車道 (舗装)		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683	592	—	⑥3	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	⑥4	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高藪 土居	高藪	1 箇所 946 1 箇所	60	—	⑥5	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁)		戸中 黒竜	長沢川口	3 10 箇所	1,816	○	⑥6	本川 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	⑥7	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1,592	64	—	⑥8	本川 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	⑥9	本川 地区

拡張	自動車道 (法面保全)		大森 大西	大森	1 箇所	54	—	⑦⑩	本川 地区	
拡張	自動車道 (法面保全)		高藪 土居	笠成	1 箇所	67	—	⑦⑪	本川 地区	
拡張	自動車道 (法面保全)		葛原 本モ家	郷じ藪	1 箇所	61	—	⑦⑫	本川 地区	
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所 2 箇所	102	—	⑦⑬	本川 地区	
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁) (トンネル)		脇の山 根藤	一の谷脇の山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	○	⑦⑭	本川 地区	
拡張 計					48 路線					
					舗装	30 箇所 54,571 m				
					局部改良	35 箇所				
					橋梁	44 箇所				
					法面保全	45 箇所				
					幅員改良	1 箇所				
					トンネル	3 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、高知県森林作業道作設指針（平成23年4月11日付け高知県林業改革課）に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化及び施業の合理化を図るために必要な林業機械の導入については、下表のとおりとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材	町内一円	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ ハーベスタ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、適切な時期での間伐の実施等により、森林病虫害等の繁殖を抑制するとともに、日常の管理を通じた森林病虫害等による被害の早期発見、被害木の伐倒駆除等に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害等の駆除又は予防に関しては、関係機関と連携した被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 林野火災の予防の方法

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
伊野北	(伊野地区) 001～067	4,735.37
伊野南	(伊野地区) 068～110	2,774.61
下八川	(吾北地区) 001～013, 192～203	1,531.15
小川	(吾北地区) 014～075	5,088.30
上八川	(吾北地区) 076～087, 137～191	4,394.25
清水	(吾北地区) 088～096, 112～136	2,530.19
程野・ヲヲモト	(吾北地区) 097～111, (本川地区) 011～013	1,385.64
下本川	(本川地区) 001～010, 068～115	4,209.14
中本川	(本川地区) 014～042, 066～067	1,931.54
上本川	(本川地区) 043～065	1,855.16

2 生活環境の整備に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。

7 その他必要な事項

令和2年3月19日公表の森林整備計画のとおり。